

議案第3号

あきる野市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

行政事務の一層の効率化を図るため、規定を整備する必要がある。

あきる野市組織条例の一部を改正する条例

あきる野市組織条例（平成7年あきる野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表企画政策部の項に次の1号を加える。

（4） 情報政策の総合的な推進に関すること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。